

議会運営委員会 議会改革検討小委員会作業部会 管外調査 報告

<調査先① 大阪府議会>

- 1 調査事項 (1) 議場等におけるパソコン・タブレットの使用について
(2) 議場等へのモニター・スクリーンの導入について

2 内 容

(1) 議場等におけるパソコン・タブレットの使用について

- ・平成12年頃から、質問原稿について、パソコン持参で実施された議員もいたが、これについては、議長許可で対応してきた。平成24年に、議場の議席や委員会室の委員席におけるタブレット端末機器の持込みについて、検討を開始した。
- ・平成24年10月試行実施、平成25年5月本格実施
- ・持ち込むことができる会議：本会議、委員会
- ・持込可能な情報通信機器：ノートパソコン、タブレット（携帯電話、スマートフォンは不可）
- ・使用できる機能：議事に関係のある資料等（機器に格納されているもの）を閲覧するための機能、審議経過などを記録するためのワードプロセッサ機能
- ・その他：通信機能の停止、バッテリー対応、操作音等が周囲の議員の議事参画の妨げにならないようにすること
- ・スマートフォンについては、携帯電話と同じ位置付けとされたことから、携帯電話と同様に持込みを禁止している。
 - ・緊急地震放送等のJアラートへの対応を考慮すれば、スマートフォンの持込みについて、検討すべき時期が来ているのではないかと考えている。
- ・インターネット検索については、会議中は議事に専念すべきものであるとの本来の使命並びに議会の品位を重んじるという立場から禁止している。
 - ・最近、資料データについては、通信機能を使って、その都度、サーバーからデータを見に行くことも多い。また、機器の紛失時の情報漏洩の危険の観点もある。申合せで禁止されている通信機能を実際に停止しているかどうかも把握しようがない。そのため、通信機能の停止の見直しについて、検討すべき時期が来ているのではないかと考えている。
- ・本会議・委員会でのタブレット端末等の持込の状況
持込んでいる議員は半数にも満たない。持込みは、ほとんどがタブレット。

(2) 議場等へのモニター・スクリーンの導入について

- ・議場に対面式の新設演壇を設置したことにより、質問者の正面画像を確保するため、平成17年9月に議場内にスクリーンを設置した。設置したスクリーンの活用として、平成21年2月から、議場及び委員会へのパソコンの持込み、質問時のパワーポイントの使用について決定した。
- ・議場スクリーンの使用状況
質問者の8～9割程度。議長の許可を得て、自ら又は議会事務局職員がタブレット端末等の機器を操作して表示する。本会議で使用した資料は、会議録の巻末に掲載。
- ・議場スクリーン（議長の後方に2式）・モニター（傍聴席側に1式）の5年間のリース総額 約32百万円

- ・ 委員会室のモニターの使用状況
質問者の3割程度 委員長の許可を得て、自らがタブレット端末等の機器を操作して表示する。委員会で使用した資料は、会議録の巻末に掲載しない。
- ・ 委員会室モニターの5年間のリース総額 約18百万円

3 主な質疑

- ・ **タブレットの持込状況が少ないのは、なぜか。**
→・ 今まで、持込みできなかったものが、持ち込みできますよという意味合いで行っており、タブレットに切り替えなさいということまではしていない。
- ・ **理事者側から議案等の資料はデータ化され、各会派に提供されるのか。**
→・ データでの提供はされていない。この部分のデータが欲しいとの要望があれば、対応していると思う。
- ・ **理事者側のタブレットの持込みは許可しているのか。**
→・ 理事者側は認めていない。理事者から、特に持ち込みたいということもない。その希望があれば、おそらく、今の状況であれば、許可をする可能性はある。
- ・ **スクリーン・モニターへの効果的な資料の使い方は。**
→・ 現場写真は非常に効果的である。グラフでも、強調したような分かりやすいグラフであれば、効果的である。ただし、言論の府という議会の位置付けに対して、資料はあくまでも、補完的に使用するものであり、プレゼンテーションのように資料を何十枚と使用されるのはどうなのかということはあるかと思う。
- ・ **会議録のペーパーレス化に対する考え方は。**
→・ 大阪府議会では、毎定例会ごとに、CDで配布か、紙冊子で配布か、不要かを希望調査して配布している。そのため、紙冊子のみの配布に比べて、手間はかかっている。会議録は、署名用の原本を作成しているため、100部作成しようが、300部作成しようが、総額的には変わらず、経費削減にはならない。会議録そのものをやめるということが出来れば、もう少し、進んだことはできるが、今のところは、なかなか難しい。議案書については、校正から含めて、業者委託となっているため、印刷を止めたからといって、あまり経費削減にはならない。まだまだ検討がいるのではないかという状況である。
- ・ **今後、インターネットを許可するかは別にして、議場でも電波は十分に届いているのか。**
→・ あまり、届いていない。座席によってもかなり変わってくる。クリアに通そうとすれば、Wi-Fiの設備を整備する必要がある。

<調査先② ソフトバンク株式会社>

1 調査事項 ペーパーレス議会システムについて

2 内 容

- ・クラウド型ファイル管理システム（Side Books）を活用したシステムである。
- ・議会における導入状況
平成23年5月に神奈川県逗子市議会で初導入。県議会では、神奈川県議会にのみ平成28年8月に導入。現在、81議会に導入中。ほとんどの議会はiPadを使用している。
- ・資料の掲載方法
管理者が、議員に向けて配布したい資料をパソコンから東京インタープレイが管理しているデータセンターにアップロードすることにより、議員全員もしくは一部の議員に向けて、瞬時にもしくは決められた日時に、閲覧が可能となる。
- ・Side Booksの機能について
 - 文書の閲覧機能
紙冊子のページをめくるような感じで、ページ送りが可能である。これは、機器に慣れていない議員にも操作に迷いが無いようにという配慮である。
 - メモ機能
タブレット上で各種資料に、専用のペンもしくは指で、文字を記載したり、蛍光ペンのようにマーカーを引くことができ、それを保存することも可能である。
 - 検索機能
閲覧している文書内の検索や、Side Booksで議員自身が閲覧できる全ての文書からの横断検索も可能。

3 主な質疑

- ・データセンターはどこにあるのか。
→・東日本と西日本に1カ所ずつ日本でも最大手の2社に委託して、そのクラウドデータセンターのラックを借りて、運用している。なお、これまで、情報漏洩のような重大なトラブル事例はない。
- ・議会側と理事者側の両方が、このシステムを導入しないと出来ないのか。
→・理事者側がこのシステムを導入せずに、議会側のみこのシステムを導入しているところもある。
- ・このシステムを導入することによる年間の費用はどれぐらいかかるのか。
→・東京インタープレイのシステムだけの料金としては、150人が使用できる1議会あたりの月額費用は、月95,000円である。これ以外に、タブレットのリース代等がかかる。
- ・システムのバージョンアップはどれぐらいの頻度でおこなっているのか。
→・各議会ごとのにカスタマイズは一切していない。半年に1度、アンケートを実施し、一番要望の多かったものから、順に開発を行い、バージョンアップをしている。
- ・個人調達のタブレットでもこのシステムは、導入可能なのか。
→・個人調達のタブレットでも可能である。ただし、何かしらのキャリアと契約を行い、保証関連のサポートを受けた方が業務はスリム化するのではないかというお話はさせていただいている。

<調査先③ 神奈川県議会>

- 1 調査事項 (1) 議会ICT化の取組について
(2) 本会議場スクリーンの運用状況について
(3) 議会情報プラザの運用状況について

2 内 容

(1) 議会ICT化の取組について

- ・平成27年に、庁舎改修に伴う県庁のICT化の推進と併せて、議会としての方針を協議決定すべきとなった。また、議員に貸与していたノートパソコンのリース更新時期に当たり、次代のマシンをタブレット型、議場や委員会室への持込みという方向性が打ち出された。
- ・平成28年5月基本方針決定、平成28年10月試行実施、平成29年5月本格実施
- ・持ち込むことができる会議：本会議、委員会
- ・議員が持込可能な情報通信機器：県から貸与されたタブレットのみ（私物は不可）
- ・使用できる機能：審議等に関係する情報の収集（インターネット検索含む）、閲覧、スクリーン表示、ワードプロセッサ機能
- ・その他：録音・録画の禁止、消音措置、バッテリー対応
- ・議会システム：クラウド型ファイル管理システム（Side Books）を利用して、インターネット経由により、タブレット（マイクロソフトSurface3）で資料を閲覧
- ・理事者側の県庁システムが、議会システムとは別に存在するが、県庁のセキュリティポリシーに基づき、セキュリティの関係で、議会システムとは接続していない。
- ・導入による効果
 - ペーパーレス化の推進（本会議、委員会の配付資料の紙配布を原則廃止。タブレットで閲覧。ただ、当面の間、予備の紙資料を用意。（ただし、議案は全議員に紙配布））
- ・導入に伴う課題
 - 通信環境の改善（今年度、Wi-Fiを整備中）、タブレット端末利用の促進
- ・クラウド型ファイル管理システム（Side Books）について
 - 議会資料は膨大のため、年度ごと、会議ごとに整理して保存することになるが、階層がずごく深くなる。閲覧したい資料にたどり着くのに少し手間がかかる。
 - 一つの会議で、複数の資料が生じる場合、紙資料であれば問題はないが、タブレットでの閲覧となるため、タブレットの操作が、議事の進行に間に合わない。そのため、当日の資料を一括したPDFファイルを保存し、会議には臨んでいる。
- ・平成29年度予算について
 - 通信機能付きタブレット端末の賃貸借契約及び通信回線の契約及び保守、及びクラウド型ファイル管理システム運用業務委託（年間約1,700万円（約12万円／台））
 - 議会システム整備維持費用（年間約1,500万円）
 - 議会システムというネットワークを組んでいるため、よりセキュリティを高める必要がある。
 - 無線LAN（Wi-Fi環境）整備運営費（年間約4,000万円）
 - 年間運営費合計 約7,000万円
- ・本会議・委員会でのタブレット端末の持込みの状況
 - 本会議・委員会とも7～8割の議員が持ち込んでいる。
 - 議案や委員会資料等の閲覧に利用。たまに、メモをとっている議員もいる。

(2) 本会議場スクリーンの運用状況について

- ・平成28年12月から試行開始。平成29年5月から本格運用開始。
- ・スクリーン（議長の後方に2式）、モニター（傍聴席側に1式）
- ・設置費用は約2,100万円。
- ・議員がスクリーンを使用する場合は、議長の許可を得て、自ら又は質問補助者がタブレット端末等の機器を操作して表示する。
- ・あくまでも発言の補助手段であることから、会議録には掲載しない。
- ・議場スクリーンの使用状況
試行段階では質問者の5割程度、本格運用開始からは、質問者の8割程度

(3) 議会情報プラザの運用状況について

- ・平成29年3月に設置。
- ・平成28年度設置費用 約2,480万円、平成29年度運営費用 約120万円
- ・利用状況：体験コーナー 月平均約1,200人、資料コーナー 月平均約1,000人

3 主な質疑

- ・理事者が議案を説明する際に、Side Booksの機能を活用しているのか。
→・議会システムと県庁システムを接続させていないため、理事者側は、Side Booksを使用できない。県庁システムは、外部クラウドの閲覧を不可としている。
- ・議会システム整備維持費用は、なぜ必要なのか。
→・議会システムは、140台のタブレット端末でクラウドを見ながら、システムを組んでいる。ただ、単にタブレット端末があり、クラウドを契約するだけではだめということである。システムを組むのであれば、きちんとした、セキュリティ上のハードの整備とそれに基づいた運用の整備をするというのが、県庁全体のルールとなっている。
- ・理事者側からの資料提供の方法は。
→・各部局に1台ずつ、議会システムに入ることができるタブレットを渡しているので、そこから、理事者側の責任で上げていただく形を取っている。
- ・持込みを県から貸与のタブレットに限定している理由は。
→・セキュリティの問題である。私物のタブレットでも、アカウントの許可を得れば、議会システムのクラウドには、アクセスできるが、それを無制限にしていくとセキュリティの確保ができない。本会議及び委員会の資料の閲覧を目的とすれば、おのずと、貸与されたタブレットになるだろうということが、神奈川県議会の判断である。
- ・iOSの端末ではなく、ウィンドウズOSのSurface3を選んだ理由は。
→・あくまでも、ノートパソコンの代替という考え方で対応した。ただ、閲覧機能や、セキュリティに関していえば、iOSの方がはるかに使いやすいと思う。
- ・職員の業務の効率化の状況は。
→・配布資料のペーパーレス化に伴い、議事課の残業時間は減っている。議会システムを運用している総務課の残業時間は増えている。